

# 山口県報

平成28年  
8月16日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 解除予定保安林 (周防大島町) (森林整備課) ..... 二
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 三
- 県営新ながと地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 三
- 県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 三
- 公安委公告  
契約の締結 ..... 四
- 雑報  
県報の正誤 (平成二十八年四月二十二日山口県公告(一七二)) ..... 四



### 山口県告示第二百五十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年八月十六日から同年九月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区  
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使用の方法
	能 力 ( $m^3/日$ )	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	
四七一口	三・五	平成二八、一〇、一	平成二八、一〇、二八	平成二八、一、一
備考	「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。			
	連 続	間 隔	使用時間 一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概 要
	二 四時間			変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	検 出 せ ず	
四七一口	七	八、六	二五、〇〇〇
	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇
	一〇	一〇	四〇
	四〇	検 出 せ ず	検 出 せ ず
	検 出 せ ず	検 出 せ ず	二

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	検 出 せ ず	
No. 10 排 水 口	七・五	〇・二二	二七七、七〇八・一
No. 8 排 水 口	〃	〃	八五二、一二〇
No. 7 排 水 口	八・三	〇・〇六	六四八、〇〇〇
No. 6 排 水 口	〃	〃	六四八、〇〇〇
No. 3 排 水 口	七・五	〇・二	九一、二〇〇
No. 2 排 水 口	七・二	〃	一〇、〇〇〇
No. 1 排 水 口	七・四	〇・〇五	二二八、一三〇・八
	九、六	〇・八	二三五、九四〇・八

山口県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十八年八月十六日

一 解除予定保安林の所在場所

山口県知事 村岡 嗣 政

大島郡周防大島町大字西安下庄字黒磯一一二四三の三、字小池一一二四五の五、一

一一二四五の六

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため



(三四二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年八月十六日から同年十二月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

田中 康男

代表者の氏名

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社プラスワン西日本	—

四 届出年月日

平成二十八年八月三日

五 変更年月日

平成二十八年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	福江 努
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	山口市小郡下郷三二二の五

四 届出年月日

平成二十八年八月三日

五 変更年月日

平成二十八年八月一日

(三四三) 県営新ながと地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営新ながと地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営新ながと地区中山間地域総合整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年八月十七日から同年九月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三四四) 県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営梅香地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年八月十七日から同年九月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

交通信号灯器 一六三〇台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十八年六月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇

六 落札金額

四千六百二十二万四千円

七 入札公告日

平成二十八年五月十三日

八 その他

平成二十八年八月十六日印刷  
平成二十八年八月十六日発行

発行人所

山口県知事

- (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法 購入
- (三) 落札方式 最低価格



正 誤

平成二十八年四月二十二日山口県公告(一七二)(大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出)

ページ	段	行	誤	正
六	上	左から 一	下関市秋根東町二丁目一四番三号	下関市秋根東町一四の三